

横浜市建築基準法取扱基準集の一部改訂に関する 意見公募について

横浜市では、「横浜市建築基準法取扱基準集（以下、市取扱）」の一部改訂を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改訂に関する意見公募を実施します。

1 改訂概要

市取扱は、建築基準法に関する本市の考え方を示したものです。市取扱について、運用円滑化を図るための基準の明確化やその他法改正に伴う改訂など所要の改訂を行います。

【改訂の概要】

○運用改善

・ 2-4、2-5 非常用の進入口の取扱いについて

取扱いに記載されている幅員は有効幅員を指す旨を記載する。

・ 5-10 「道路、水面、線路敷その他これらに類するもの（広場及び公園を除く。）」 の取扱い

法第43条第2項の許可・認定の空地等を緩和の対象とする場合、手続きが不要であることを記載する。また、緩和の対象として記載されたものについて、例示であることを示す。

・ 5-13 パイプ手すりの北側斜線の取扱いについて

建築物の高さの制限を参考として一覧表で示す。

・ 7-1 在来道路を拡幅する都市計画道路等

道路法の道路の幅員が4m以上となることが見込まれる場合は、法第42条第1項第1号に規定する道路とみなすことを明記する。

○その他所要の改訂

・ 法改正に伴う条項ずれに対応等

2 施行日

令和8年4月1日（予定）

裏面あり

3 意見公募要領

<意見公募期間>

令和8年1月15日(木)から令和8年2月13日(金)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

<ご意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① 郵送または持参 (持参の場合は、平日の8:45~17:15にお願いします。)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

- ② ファクシミリ FAX番号: 045-550-3568

- ③ 電子メール Eメール: kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

<問い合わせ先>

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話: 045-671-2933

<その他>

①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。